

○公害等調整委員会規則第 号

鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和二十五年法律第二百九十二号）第五十八条の二の規定に基づき、鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の施行等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年 月 日

公害等調整委員会委員長 永野 厚郎

鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の施行等に関する規則の一部を改正する規則
鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の施行等に関する規則（昭和二十六年土地調整委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p style="text-align: center;">(代理人の承認)</p> <p>第十八条の二 法第三十八条第一項の規定により事件関係人が弁護士、弁護士法人又は弁護士・<u>外国法事務弁護士共同法人</u>でない者を代理人とすることについて承認を求めようとするときは、その者の氏名又は名称、住所又は居所、年令、職業及び事件関係人との関係を記載し、かつ、代理人として適当であるか否かを知るに足る事項を記載した文書を裁定委員会に提出しなければならない。</p>
改正前	<p style="text-align: center;">(代理人の承認)</p> <p>第十八条の二 法第三十八条第一項の規定により事件関係人が<u>弁護士又は弁護士法人</u>でない者を代理人とすることについて承認を求めようとするときは、その者の氏名又は名称、住所又は居所、年令、職業及び事件関係人との関係を記載し、かつ、代理人として適当であるか否かを知るに足る事項を記載した文書を裁定委員会に提出しなければならない。</p>

附 則

この規則は、令和四年十一月一日から施行する。